

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年3月17日（水）10時00分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、高木技術参与
審査グループ 地震・津波審査部門
江寄企画調査官、千明主任安全審査官
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当6名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

➤ 原子力規制庁からのコメントへの回答

✓ 燃料取扱設備の耐震性についての計算書

◇ 燃料取扱設備に係る耐震設計の基本方針

- 燃料取扱設備の耐震クラス別分類は、原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601・補-1984）に記載の燃料取扱設備と同様にBクラスと考えるが、当該設備が地震による転倒等により使用済燃料貯蔵ラック等に波及的影響を及ぼさないことを確認用地震動（Ss又はSd）を用いて確認する。
- 波及的影響について、燃料取扱機で燃料を取り扱う状態はSs地震動で評価し、それ以外に波及的影響を考慮する必要がある設備の運転状態に対しては、作業時間と地震の発生確率から、Sd地震動で評価する。

◇ 燃料取扱機（旋回体）の耐震性についての計算書

◇ クレーン（旋回体）の耐震性についての計算書

◇ 燃料取扱機／クレーン（走行台車部）の耐震性についての計算書

◇ キャスク固定治具の耐震性についての計算書

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

➤ 今回算定した各設備の運転状態とSs地震動が重畳する確率では、Ss地震動に対する耐震評価が不要とまでは言えないため、改めて地震時の荷重の組合せの考え方を整理の上、適切な地震動を用いて評価を行うこと。

➤ 燃料取扱機等の機器設計に用いる加速度抽出点については、原子炉建屋及び燃料取り出し用構台の地震応答解析モデルにおける全ての抽出点の床応答スペクトル算定条件及び結果等の詳細について示すとともに、機器の計算にどのように適用しているかが分かるよう計算書に記載すること。

等を求めた。

6. その他

資料：

- 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について